



令和2年11月13日

狩猟のお知らせについて

下記の期間で、島内外から狩猟免許を所持した方がイノシシ、カモ等を撃ちに来られます。安全には十分に注意をしていただいておりますが、不要な野山の立ち入りは控えてください。また、田畑の作業の際にはご注意くださいよう、よろしくお願いいたします。

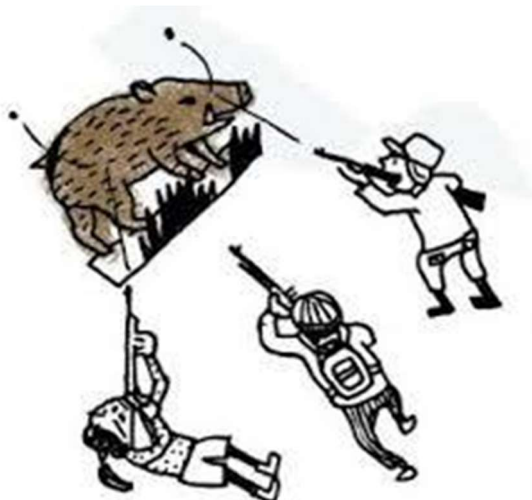
記

狩猟期間：令和2年11月15日から令和3年2月15日

※鳥獣保護法管理法施行規則

長崎県では、イノシシの狩猟期間を3月15日まで延長しています。

※なお、町では、有害鳥獣に指定されているイノシシ・カラスの駆除については通年、許可をしております。



担当：役場産業振興課農林係